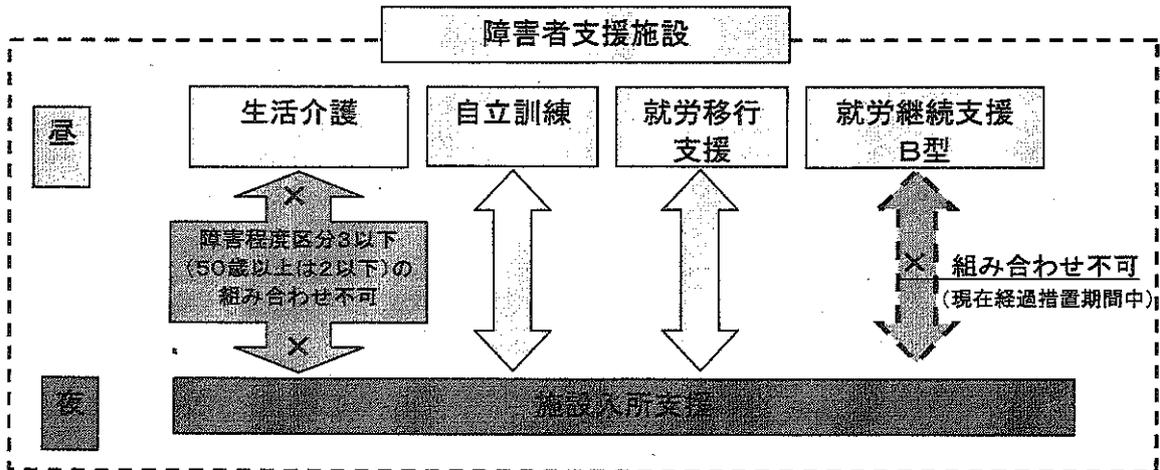


平成24年度以降の障害福祉サービスの組み合わせについて

1. 概要

施設入所支援については、職住分離や地域移行といった現行制度の基本的な考え方から、就労継続支援と併用すること、及び障害程度区分3以下（50歳以上の者は区分2以下）の方が生活介護と併用すること、の2点に関しては、本則上できないこととされてきた（平成24年3月31日までの経過措置として、特例的に認められてきた（下図参照））。



今回、サービス等利用計画に関する制度変更に合わせて、平成24年4月以降、従前より上記の併用を行っていた者（経過措置対象者）については、次回の支給更新時にサービス等利用計画の作成を経た上で支給決定を行うことに、また新規の入所希望者で上記の併用を希望する者（新規併用希望者）については、市町村が特に必要と認めた場合に限り、サービス等利用計画の作成を経た上で支給決定が行える取扱いとなる。

また、新規併用希望者への対応については、平成23年度中に市町村の自立支援協議会において、サービスの組み合わせに対する対応方針等について協議することが望ましい、とされている。

2. 区としての考え方

区としては、本来的な制度の趣旨である、職住分離及び地域移行の考え方に基づき、原則として新規併用希望者への支給決定は認めない方向で考えたい。

ただし、在宅生活を継続することが本人に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合（例えば家族からの虐待等）で、新規に上記の併用を行わざるを得ないと考えられるケースについては、サービス等利用計画案を参考に特例的な支給決定を行った上で、直近の自立支援協議会にその報告を行うこととしたい。

従前より上記の併用を継続している者（経過措置対象者、現在4名）については、引き続き支給決定を行うが、次回の支給期間更新の際のサービス等利用計画作成及びその後の定期的なモニタリングの中で、地域移行が可能かどうかを個別に確認し、必要であれば支給決定を行った上で同様に自立支援協議会に報告を行うこととしたい。